

みんなで考える
これからの
まちづくり！

まちづくり基本条例（仮称） 第2回町民研修会のご案内

～まちの憲法づくりと一緒に考える機会にしませんか～

と き 平成**22**年**3**月**23**日（火）**18:30**～20:30
ところ **ゆめホール知床 公民館ホール**

斜里町では、今年度からまちの憲法ともいふべき、「まちづくり基本条例（仮称）」の制定に向けた検討を進めています。

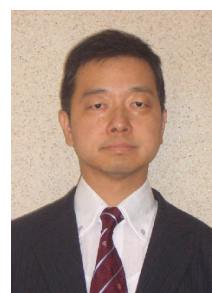
まちづくり基本条例とはどんな条例なのか。

講師には、札幌市役所職員時代にニセコ町のまちづくり基本条例にかかわり、自治体法令に精通した九州大学大学院の田中孝男准教授を迎え、「条例づくりがまちを変える！」と題して、ニセコをはじめとする他の事例の紹介や、条例の活用ですすめるまちづくりなど、今後の条例づくりのヒントをいただきます。

講演：『条例づくりがまちを変える！』

講師：九州大学大学院

法学研究院 准教授 田中孝男氏



（講師プロフィール）

1963年北海道生まれ。1986年北海道大学法学部卒業。札幌市役所に入庁。市役所勤務の傍ら、ニセコ町まちづくり基本条例の立案支援など、道内外の自治体法務の研究・発展活動に携わる。

2005年2月に札幌市役所を退職し、現在は九州大学大学院法学研究院准教授として、日本の自治体における公共的な事項に関する法の制定、運用、評価を中心とした研究を行っている。

専門分野は行政法、地方自治法、公企業法、政策法務。

申込不要です。
気軽にお越し下さい！

主 催／斜里町
お問合せ／斜里町企画総務課企画情報係
電話番号／23-3131（内線213）
E-mail／sh.kikaku@town.shari.hokkaido.jp